

## アレルギー予防教室（幼児ぜん息健診）実施要領

### 1 目的

アレルギー素因のある幼児を対象として、気管支ぜん息に係る問診を行うとともに、アレルギーに関する保健指導を行い、発症の未然防止を図ることを目的とする。

### 2 対象者

各区保健福祉センターにおいて実施される乳幼児健康診査（1歳6か月、3歳児）において、アレルギー素因がある者とする。

なお対象者には、アレルギー予防教室（幼児ぜん息健診）案内を配布する。

### 3 実施時期

1歳6か月児、3歳児各健康診査後、概ね3か月以内とする。

### 4 実施責任者

保健所長とする。

### 5 実施従事者

医師・保健師・栄養士・事務職員等

### 6 実施内容

- (1) 医師、保健師、栄養士によるぜん息やアレルギー等に関する集団指導
- (2) 医師による診察、相談
- (3) 保健師、栄養士による個別相談

### 7 事後指導

保健所から送付した参加者の質問票により、保健福祉センターの保健師は必要に応じて事後指導を行う。

#### 附 則

本要領は平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

本改正要領は、平成23年4月1日から適用する。

#### 附 則

本改正要領は、平成24年4月1日から適用する。

#### 附 則

本改正要領は、平成25年4月1日から適用する。

#### 附 則

本改正要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

本改正要領は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

本改正要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本改正要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本改正要領は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。